

郡上市告示第 61 号

令和 5 年度郡上市結婚新生活支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 30 日

郡上市長 日 置 敏 明

令和 5 年度郡上市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、低所得者の婚姻に伴う新生活への支援を行うことにより、経済的不安を軽減し、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対し住居費用及び引越費用の一部を予算の範囲内で補助するものとし、その補助について、郡上市補助金等交付規則（平成 16 年郡上市規則第 39 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 新婚世帯 令和 5 年 3 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに婚姻届を提出した夫婦をいう。

(2) 住居費用 次に掲げる費用をいう。

ア 住宅取得費用 婚姻を機に新たに住宅を取得する際に要した費用をいう。ただし、婚姻前に取得したものにあっては、婚姻日から起算して過去 1 年以内に契約したものとする。

イ 住宅賃借費用 婚姻を機に住宅を賃借する際に要した賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料及び夫婦の一方又は双方の勤務先が住宅の賃貸人との間で賃貸借契約を締結している住宅に入居し、夫婦の一方又は双方が勤務先に対して支払った家賃相当額をいう。ただし、住宅賃借費用のうち、賃料及び共益費、家賃相当額は 3 箇月分に限るものとする。

ウ リフォーム費用 婚姻を機に住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事に要した費用（倉庫及び車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用並びにエアコン等の家電の購入及び設置に係る費用を除く。）をいう。ただし、婚姻前に実施した工事にあっては、婚姻日から起算して過去 1 年以内に実施したものに限る。

(3) 引越費用 婚姻を機に取得、賃借、リフォームした住宅に引越しをするために要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った実費をいう。

(4) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる世帯は、次のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 新婚世帯の所得額（申請日における直近の所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した金額）が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあっては、世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が500万円未満であること。
- (2) 対象となる住宅が市内にあり、かつ、申請時において夫婦の双方又は一方が当該住居地に住民登録を有し、居住していること。ただし、第6条第2項の申請をする場合はこの限りではない。
- (3) 婚姻日時点の年齢が、夫婦ともに39歳以下であること。
- (4) 夫婦ともに市税及び税外収入金の滞納がないこと。
- (5) 夫婦ともに交付申請の日から2年以上市内に居住する意思があること。
- (6) 過去に国の結婚新生活支援事業に基づく補助を受けていないこと。
- (7) 郡上市暴力団排除条例(平成24年郡上市条例第25号)第2条に規定する暴力団員でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、令和4年度郡上市結婚新生活支援補助金交付要綱（令和4年3月25日告示第42号。以下「前年度要綱」という。）に基づく交付承認通知書を受けた世帯又は前年度要綱に基づく補助を受けた世帯で、前年度の補助限度額に達しなかった世帯については、補助対象世帯とする。この場合、前項第1号は適用しない。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費は、夫婦の双方又は一方が契約者となる令和5年4月1日から令和6年3月31日までに支払われた住居費用及び引越費用とする。

2 住居費用のうち、住宅賃借費用については次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところによる。

- (1) 夫婦の一方が婚姻日から起算して過去1年以上前から賃借している住居に、他方がのちに同居した場合 婚姻日から起算して過去1年以内で、契約書等により同居していることがわかる場合に限り、同居開始後に生じた費用も対象とすることができる。
- (2) 夫婦が婚姻日から起算して過去1年以上前から同居していた場合 婚姻後に生じた費用のみを対象とする。
- (3) 勤務先から住宅手当が支給されている場合 当該住宅手当の額を差し引いた額を対象とする。

3 他の公的制度により補助を受けている住居費用及び引越費用は対象外とする。

4 前条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、該当しなくなった日の属する月までの経費を対象とする。

5 前条第2項に該当する世帯にあっては、前年度要綱に規定する住居費及び引越費用の費目に限る。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、住居費用及び引越費用の合計額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる区分に依り、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 第3条第1項の世帯 次に掲げる額

ア 夫婦の双方の年齢が婚姻日において29歳以下である世帯 60万円

イ アに掲げる世帯以外の世帯 30 万円

(2) 第3条第2項の世帯 前年度補助限度額から既に交付を受けた補助金の額を差し引いた額

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明書

(2) 夫婦の所得証明書又は非課税証明書

(3) 貸与型奨学金を返還している場合にあっては、その返還額がわかる書類

(4) 住宅を取得する場合にあっては、対象住宅に係る売買契約書又は工事請負契約書の写し

(5) 住宅のリフォームをする場合にあっては、対象住宅に係る工事請負契約書又は請書等の写し

(6) 住宅を賃借する場合にあっては、次に掲げる書類

ア 対象住宅に係る賃貸借契約書の写し

イ 賃料等について勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当等支給証明書（様式第3号）又は住宅手当の支給額が確認できる書類

(7) 補助対象経費の領収書の写し

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者のうち、当該年度中に対象経費の支払がない世帯にあっては、様式第1号に代えて結婚新生活支援補助金交付申込書（様式第2号）を提出するものとする。

3 交付申請は、令和6年3月31日までに行わなければならない。

4 この補助金の交付決定に係る事務のため、市が保有している個人情報を使用することについて、夫婦の一方又は双方が同意した場合には、同意した者に係る第1項第1号及び第2号に掲げる書類の提出を省略することができる。

5 第3条第2項の要件に該当する申請者は、第1項第1号、第2号及び第3号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(補助金の交付決定及び確定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、結婚新生活支援補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

2 市長は、内容の審査により補助金を交付することが不適当と認めたときは、結婚新生活支援補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

(補助金の交付対象世帯決定)

第8条 市長は、申請者から第6条第2項の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査し、補助対象世帯であることを確認したときは、結婚新生活支援補助金対象世帯決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第9条 第7条第1項に規定する通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなけ

ればならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定及び確定の取消し)

第 10 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定及び確定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定及び確定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この告示に違反する行為があったとき。
- (4) その他市長が相当の事由があると認めたとき。

(補助金の返還)

第 11 条 交付決定者は、市長が補助金の交付決定及び確定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

- 2 前項の規定による返還の命令は、結婚新生活支援事業補助金返還命令書（様式第 8 号）により行うものとする。

(報告等)

第 12 条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、交付決定者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

- 2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(郡上市結婚新生活支援補助金交付要綱の廃止)

- 3 郡上市結婚新生活支援補助金交付要綱（令和 3 年 4 月 1 日告示第 87 号）は、廃止する。

年 月 日

郡上市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書

郡上市結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 婚姻日		年 月 日	
2 補助対象経費	住居費用 (取得・リフォーム)	契約締結日	年 月 日
		領収書記載額(A)	円
	住居費用 (賃借)	契約締結日	年 月 日
		①賃料の合計額	円
		②住宅手当の合計額	円
		③実質負担額(①-②)	円
		④共益費の合計額	円
		⑤敷金	円
		⑥礼金(保証金等含む)	円
		⑦仲介手数料	円
	賃料・共益費 月～ 月分 ※賃料・家賃相当額・共益費 は、前年度受給分を含め、3 ヶ月分を限度とする。	小 計(B)	③+④+⑤+⑥+⑦ 円
	引越費用	引越日	年 月 日
領収書記載額(C)		円	
合 計(D) (A+B+C)		円	
3 前年度補助金交付額 (E) ※前年度補助金を受けた場合、金額を記入		円	
4 補助申請額 ※(D)と30万円(夫婦ともに29歳以下の場合にあっては60万円)を比較し低い方を記入。(E)がある場合は、前年度補助限度額-(E)と(D)を比較し低い方を記入 ※1,000円未満の端数は切り捨てる		円	

	同意及び確認事項	確認欄	
		申請者	配偶者
5 同意及び確認	(1) 過去にこの制度に基づく補助を受けていません。 ※他自治体の結婚新生活支援事業を含む ※前年度申請において、交付限度額限度未満の場合は除く		
	(2) 住居費用・リフォーム費用に対し、他の公的制度による補助等を受けていません。		
	(3) 住居費用（賃借）に対し、住宅手当の支給を受けていません。		
	(4) 引越費用に対し、他の公的制度による補助等を受けていません。		
	(5) 本補助金の交付の申請日から2年以上市内に居住する意思があります。		
	(6) 郡上市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員ではありません。		
	(7) 当補助金の申請の事務に必要な範囲において、市が保有している個人情報（戸籍、住民票、所得、市税及び使用料等の納付状況、公的制度による補助等の受給状況）を確認することに同意します。		
	(8) 偽りその他不正な手段により本補助金の交付を受けたときは、既に交付を受けた本補助金を返還します。		
※該当する項目には ○、該当しない項目 には×を記入	<u>申請者 氏名</u> (旧姓)		
	<u>配偶者 氏名</u> (旧姓)		

6 添付書類	【必須】 ☐婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明書 ☐夫婦の所得証明書又は非課税証明書 ※郡上市で状況が確認できる場合、5「同意及び確認欄」(7)に同意された方は、当該書類の提出を省略できます。 ※前年度この制度に基づく交付承認を受けた方、又は前年度この制度に基づく補助を受けた方は提出不要です。
	【該当するもの】 ☐住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し (住居費用における取得の場合) ☐住宅のリフォームに係る工事請負契約書又は請書等の写し (住居費用におけるリフォームの場合) ☐住宅の賃貸借契約書の写し (住居費用における賃借の場合) ☐住宅手当支給証明書(別記様式第3号) (住居費用における賃借の場合) ※住宅手当を受給していない場合、受給していないことがわかる書類(給与明細の写し等)を提出することで、当該書類の提出を省略できます。 ☐補助対象経費の領収書等の写し ※領収金額の内訳が分かる資料もご提出ください。 ☐貸与型奨学金の返還額がわかる書類 (貸与型奨学金を返還している場合) ☐その他市長が必要と認める書類 () ※前年度この制度に基づく補助を受けた方で、既に対象経費に係る書類を提出されている場合は、提出不要です。

年 月 日

郡上市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

結婚新生活支援補助金交付申込書

郡上市結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申し込みます。

1 婚姻日	年 月 日		
2 同意及び確認 ※該当する項目には ○、該当しない項目 には×を記入	同意及び確認事項	確認欄	
		申請者	配偶者
	(1)過去にこの制度に基づく補助を受けていません。※他自治体の結婚新生活支援事業を含む		
	(2)本補助金の交付の申請日から2年以上市内に居住する意思があります。		
	(3)郡上市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員ではありません。		
	(4)当補助金の申請の事務に必要な範囲において、市が保有している個人情報（戸籍、住民票、所得、市税及び使用料等の納付状況、公的制度による補助等の受給状況）を確認することに同意します。		
申請者 氏名 (旧姓) 配偶者 氏名 (旧姓)			
3 添付書類	☐ 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明書 ☐ 夫婦の所得証明書又は非課税証明書 ※郡上市で状況が確認できる場合、2「同意及び確認欄」(4)に同意された方は、上記2つの書類の提出を省略できます。 ☐ 貸与型奨学金の返還額がわかる書類 (貸与型奨学金を返還している場合)		

年 月 日

郡上市長 様

給与等の支払者

所在地

名称

氏名

電話番号

印

住宅手当等支給証明書

下記の者の住宅手当等支給状況を次のとおり証明します。

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当等支給状況

（1）支給している

〔	年	月から	住宅手当月額	円
	※変更があった場合（予定も含む）			
	年	月から	住宅手当月額	円
〕				

（2）支給していない

注意事項

- 1 住宅手当等とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給し、又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、（1）又は（2）のいずれかに○印をつけてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、住宅手当月額を記入してください。

様式第4号（第7条関係）

郡上市指令 第 号
年 月 日

様

郡上市長



結婚新生活支援補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった郡上市結婚新生活支援補助金については、次のとおり補助金等の額を決定するとともに確定したので、令和5年度郡上市結婚生活支援補助金要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定及び確定額 円

様式第5号（第7条関係）

郡上市指令 第 号
年 月 日

様

郡上市長



結婚新生活支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった郡上市結婚新生活支援補助金については、下記の理由により交付しないことに決定しましたので、令和5年度郡上市結婚生活支援補助金要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

不交付の理由

様式第6号（第8条関係）

郡上市指令 第 号
年 月 日

様

郡上市長



結婚新生活支援補助金対象世帯決定通知書

年 月 日付けの申請については、郡上市結婚新生活支援補助金交付対象世帯であることを確認したので、令和5年度郡上市結婚生活支援補助金要綱第8条の規定により通知します。なお、補助金は各年度の予算の範囲内で行うものであるため、この通知により補助金の交付を確約するものではありません。

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

郡上市長 様

住 所
氏 名
電話番号

結婚新生活支援補助金交付請求書

郡上市結婚新生活支援補助金について、令和5年度郡上市結婚新生活支援補助金要綱第9条第1項の規定により、次のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

【補助金の振込先】

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	支店・本店 本所・支所
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
口座名義	(フリガナ) -----		

※口座名義については必ず請求者名と一致すること。

様式第8号(第11条関係)

郡上市指令 第 号
年 月 日

様

郡上市長



結婚新生活支援補助金返還命令書

年 月 日付け郡上市指令企第 号による交付決定を受けた郡上市結婚新生活支援補助金について、令和5年度郡上市結婚新生活支援補助金交付要綱第11条2項の規定により補助金の返還を命じます。

記

- 1 補助金返還金額 円
- 2 返還理由
- 3 返還期限 年 月 日
- 4 返還方法 別添納付書により納付すること。